

中野区教育委員会会議録 平成26年第11回定例会

○開会日 平成26年4月18日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 11時8分

○出席委員

中野区教育委員会委員長	小 林 福太郎
中野区教育委員会委員	渡 邊 仁
中野区教育委員会委員	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した関係職員

教育委員会事務局次長	高 橋 信 一
副参事(子ども教育経営担当)	辻 本 将 紀
副参事(学校再編担当)	石 濱 良 行
副参事(学校教育担当)	伊 東 知 秀
指導室長	川 島 隆 宏
副参事(子ども教育施設担当)	伊 藤 正 秀
健康福祉部副参事(健康・スポーツ担当)	石 濱 照 子

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	高 橋 綾 菜

○会議録署名委員

委員長	小 林 福太郎
委 員	大 島 やよい

○傍聴者数            5人

○議事日程

〔議決案件〕

- (1) 中野区立小学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の決定
- (2) 第14号議案 中野区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

〔協議事項〕

- (1) 平成27年度使用中野区立小学校教科用図書の採択基準等について（指導室長）

〔報告事項〕

- (1) 委員長、委員、教育長報告事項
- (2) 事務局報告事項
  - ①沼袋小学校跡地施設の貸付けについて（子ども教育施設担当）
  - ②登録有形文化財（建造物）の登録について（健康・スポーツ担当）

中野区 教育委員会  
第 1 1 回定例会  
(平成 2 6 年 4 月 1 8 日)

午前 10 時 00 分開会

小林委員長

おはようございます。

教育委員会第 11 回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、大島委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです、

なお、本日は議決案件の 2 番目、第 14 号議案及び事務局報告事項の 2 番目に関連して、健康福祉部健康・スポーツ担当石濱副参事に出席を求めていますので、ご承知おきください。

ここで傍聴の方にお知らせをいたします。

本日の事務局報告事項の 1 番目「沼袋小学校跡施設の貸付けについて」及び 2 番目「登録有形文化財（建造物）の登録について」の資料は、いずれも区議会への報告前の資料となりますので、後ほど回収をさせていただきます。

傍聴の方は、ご退出の際に事務局へ資料の返却をお願いいたします。

ここでお諮りをいたします。

本日議決案件の 1 番目「中野区立小学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の決定」については、非公開での審議を予定しております。

したがいまして日程の順序を変更し、議決案件の 1 番目を日程の最後に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長

ご異議ありませんので、日程の順序を変更し、議決案件の 1 番目「中野区立小学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の決定」を日程の最後に行うことに決定いたします。

それでは、議決案件の 2 番目、第 14 号議案「中野区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは、議案の説明をお願いいたします。

健康福祉部副参事（健康・スポーツ担当）

それでは、議案につきましてご説明をさせていただきます。

お手元に配付いたしました、中野区立学校施設の開放に関する規則の一部改正について

の資料をごらんください。

初めに改正する規則でございますが、「中野区立学校施設の開放に関する規則」。改正する理由につきましては、中野中学校の移転に伴いまして、中学校体育館の開放事業において、中野中学校の体育館及び小体育館の貸出しを開始するために必要となったものでございます。

主な改正内容につきましては、体育館及び小体育館の開放を開始するに当たりまして、別表第2の附属施設の使用料に、中野中学校の体育館冷暖房設備・小体育館冷暖房設備を加えるものでございます。

裏面をごらんください。裏面に新旧対照表を載せてございます。こちらの下線の部分でございます。

また、こちらの施行日につきましては、この規則はご審議いただいて議決いただきました後に、公布の日から施行し、中野中学校の附属設備の使用開始は、学校開放の使用の平成26年6月1日からとしてございます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

小林委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

大島委員

意味をもう1回確認したいのですけれども、別表第2の附属設備の使用料に、この中野中学校を加えるということだと伺ったのですが、そうしますと開放に関する規則別表第2にはどういうものを対象にするかという、この設備について規定されていて、そこに今回新しくできた中野中学校の体育館なども加えると、こういう定め方になっているかと理解したのですけれども、それでいいのかということ。

使用料というのは直接ここに出てこないのですけれども、使用料はまた別に定めがあって、その使用料を適用する対象として、この別表第2の設備というものと、こういう理解でよろしいのでしょうか。

健康福祉部副参事（健康・スポーツ担当）

委員のおっしゃるとおりでございますが、使用料につきましては、中野区行政財産使用料条例でその使用料の額について定めがございます。

こちらの規則につきましては、学校開放事業の実施において必要な事項といたしまして、

その開放する施設の種類、開放の種類、利用者の範囲等を定めているものでございます。

小林委員長

よろしいでしょうか。

ほかに質疑がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

ほかに質疑がなければ、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により、採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 14 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

ご異議ありませんので、原案のとおり決定をいたしました。

<協議事項>

小林委員長

次に、協議事項に移ります。

協議事項「平成 27 年度使用中野区立小学校教科用図書の採択基準について」の協議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

指導室長

それでは、お手元の資料に基づきまして、平成 27 年度に使用いたします中野区立小学校教科用図書の採択基準について、ご協議をお願いいたします。

小学校の教科書採択につきましては、以前大枠についてはお示しをしておりますが、本日はその採択基準についてお願いいたします。

最初の 3 行に書いてあるのですが、規則の第 2 条に教育委員会は基本方針に基づいて、採択に当たって調査・研究すべき基準を定めるとありますので、それに基づいて基準を定めたいと考えます。

記書き以下 1 番目「採択基準」ですが、以下の 3 点ということになります。

学習意欲が喚起されるもの。2 番目として、基礎学力の定着。そして、発展的な学習にこたえられる教科書。3 点目として、児童にとって学びやすく、教師にとって教えやすいというような教科書を選んでいくというふうに考えております。

2 番目ですが、採択に当たって調査・研究すべき項目ということで、以下の 5 点にして

おります。

「内容等」それから「構成及び分量」「表記及び表現」「使用上の便宜」「特記すべき事項」ということで、これは資料の1が報告書になりますが、その次のページ、資料2をごらんいただくと、その細かい観点が同様に示されていますのでごらんください。

まず「内容等」の部分ですが、教材の適切さ、それから教材や資料の正確さやわかりやすさ。これは、例えばグラフだとか写真だとか、さまざまなものが教科書に載っているのですが、その数値とかデータが古くないかとか、そういうようなものも含めて正確さ。

それからわかりやすさについては、例えばいろいろな説明をする部分があると思うのですが、その説明がその学年の児童にとってわかりやすいかということが含まれるかと思えます。

それから、発達段階に対する配慮。その学年に合ったものなのかということなのですが、学び方や考え方の習得。今の考え方といいますか、知識を教えるだけではなくて、どうやって勉強していったらいいかということも学習を通して子どもたちに身につけさせることが大変重要な課題になっていますので、そういう方針で中身ができているかというところも確認をしたいと思えます。一番最後には、基礎・基本の確実な習得にとってどうかということです。

以下、「構成及び分量」それから「表記及び表現」というところが出てきます。

例えば、「構成及び分量」のところ、二つ目の丸ですが、「発達段階に応じた分量」というところ。これは、例えば資料が余りにも多過ぎて子どもが迷ってしまうということもありますので、発達段階に応じた多い少ないというあたりも、確認をする内容かと思えます。

その下の、「教科の特質に即した主要教材あるいは補助教材の取り扱い」。これはちょっとわかりにくいところなのですが、例えば国語の説明文の学習では、大体大きく二つの中身が出てくるのです。最初のほうに少し短目の教材が出てきて、そこでこういう説明文はどういう観点で読み解いていくか、どういうところがポイントになるかというところを学習して、それを今度は次の長目の説明文で、子どもたちが前の教材で学んだことを活用しながら読み解いていくというような、そんなところになっています。そのあたりが含まれてくるのかなと思っています。

以下、「表記及び表現」は見やすさですとか、特に色などというのも結構注目されて、余りにも色がどぎつ過ぎるというようなことを言う先生もいますし、そのあたりが入ってき

ます。

それから「使用上の便宜」ということで、これは使いやすさです。その二つ目の丸で「学習活動を進めやすくする配慮」。例えば、問題の配列なども考慮されている必要がある。そのあたりで調査・研究を進めていくという形になるかと思えます。

続いて、もとの1枚目にお戻りいただきたいのですが、3番目として学校、児童、それから保護者及び区民の意見聴取というところがございます。

「(1)学校からの意見聴取」ということで、先ほどお示しした資料2は、学校ごとにまとめてもらうものであります。

それから、中野区の場合は児童からの意見聴取ということも行っております。方法としては、1年生から6年生まで6学年ありますので、1校1学年という形で抽出をしまして、その子どもたちに協力をしてもらおうと。

これについては資料の3をごらんください。これは担任の先生が子どもたちに聞き取るという形をとりますが、児童からの教科書に関する意見ということで、先ほど申し上げた細かい専門的な観点で子どもたちに聞くものではありません。わかりやすいかとか、説明だとか文字、それから学習する上で興味を引く内容があるかどうかといったようなことを子どもたちに聞き取るという形で、報告をする形になります。

もとのペーパーの裏面をごらんください。「(3)区民からの意見聴取」ということで、教育センター以下複数の旧地域生涯学習館に展示をしまして、そこで区民の方々のご意見を伺うということもしてございます。

資料の5番目が、展示会における意見をいただく用紙でございます。大きく二つですけれども、どのような教科書が子どもたちにとってよいのかという設問と、それから教科書採択に当たって教育委員会に望むことをお聞きかせいただきます。

それ以外のものについては、その他の部分でお書きいただくという形になってございます。

以上、教科書の採択基準についての説明を終わります。

小林委員長

それでは、各委員からご質問、ご発言がありましたらお願いをいたします。

高木委員

3番の「学校、児童、保護者及び区民の意見聴取」の中の「(1)学校からの意見聴取」でございしますが、どれぐらいの学校に対して、どれぐらいのボリュームで意見を聞いて回収

するのかということと、我々としてはなるべく現場の先生の意見をしっかり把握して、もちろん我々自身も教科書を読んで教科用図書の選定をしたいと思うのですが、実際学校の現場では、こういった形で意見を書いていくのか。

例えば教科の先生が、小学校の場合は全教科を教えるわけですがけれども、その先生の専門があると思うので、そういった先生が集まって相談したりするのか、あるいはある程度主任の先生が書いていくのかという、現状をわかる範囲で教えていただければと思います。

指導室長

これは学校によって必ず同じであるとは思わないのですが、新しい教科書がこれから各教育委員に送られてきますので、各学校に数日ずつという形で回していきます。

多いのは、校務分掌の中で教科が分かれていますので、その教科の先生がそれを見てある程度、あとは学年の先生が見るやり方、多分二つぐらいの中でやっているのだと思いますけれども、今おっしゃったように1人の先生が見てということではなくて、複数の先生でその教科書を見て、分担していかないとなかなか時間がかかりますので分担をして、それを最終的に集約するのが、先ほどお示しした、資料2の学校用の教科用図書に関する意見という形で、各学校ペーパーに落としていくというような作業になるかと思います。

高木委員

教科用図書のサンプルはそんなにたくさんは来なかったと記憶しておりまして、我々が見る分ですとか、学校に回す分ですとか、区民の方の閲覧に供する分を考えると、なかなか我々も全部一通り目を通すのに、かなり早く来たり持って帰ったりしていて毎回大変なのですが、実際1校当たり何日ぐらい滞在するのですか。ざっくりとで結構です。

指導室長

予定では、5月中旬から下旬にかけて流し始めます。それが終わるのは大体6月の下旬ぐらいですから、約1か月の間で、一つのを回すわけではなく、複数のものをルートを決めて回すという形になりますので、そんなに長くは滞在することは難しいと思います。

ですので、かなりタイトなスケジュールでお願いする形になります。

渡邊委員

2点ほどお伺いしたいのですが、まず「児童からの意見聴取」ということで、6校を選定して異なる学年の1学級ということで、1校1学年でやるということはわかったのですがけれども、その6校の選定の方法と、1校当たりその教科書を使って、ただ1時間で見るとか。それともそれで一旦授業を行って見るのかとか、実際の点を教えていただき

たい。

それと、今高木委員もおっしゃった専門の先生、国語なら国語の主任の先生に教科書を見ていただいて判断していただくというのは一番参考になるのだらうと。実際の現場の声以上に参考になる情報はないのですが、別紙の2に書かれている「教材の適切さ」というように、観点としての項目が上げられてしまいますと、理科系の人にしてみると、意見というのはフリーコメントもよろしいのですけれども、二つの教科書があったら、実際こういうものだと5点満点中4点とか、3点とか、どうしても評価というところとそういったわかりやすい形でやらないと。「教材が適切である」というのは、言葉を変えてしまうと、「適切である」と言ってしまったら比較しようがないとか、「やや不適切」なんていうことはないと思うのですけれども。

具体的な例であれば、この部分が不適切だというようなコメントが出てくるかもしれないのですけれども、そうすると選定の基準というのが、一般の方に対して非常にわかりにくくなるような気はするのです。

点数化するのは難しいとは思いますが、初めてこういったことにかかわる私としては、そういった評価というものをあいまいな評価、何となくいい、何となく気に入らないとかいう評価ではなく、もう少しわかりやすい評価にするという考え方は今まで、かつてなかったのでしょうか。

その2点なのです。

指導室長

まず、学校をどうやって6校選ぶかということですが、これは順番でやっていますので、前回やっていないところを順繰りにやっていくという形で、同じ学校ばかりをやるということではなくて、平均的になるような形で選定をしてみたいと思います。

それから、子どもたちの意見なのですけれども、それを使って授業をするということはずできませんので、大体ざっと見てもらって子どもたちの意見を聞くという、そんなに細かく掘り下げてということにはならないと思います。

それから最後のご質問なのですけれども、ここにお示ししたのはあくまでも観点なので、こういうところに注目をして教科書を見てくださいということなので、例えば適切さは何点とか、次の、正確性、わかりやすさは何点とかという形では返ってきませんので、こういうところを共通の理解として、見る観点としてお示しをして、そこで学校が教科ごとに見た結果として、ここにコメントを書いてもらうという形になっています。

一応、これまでもそのやり方でやってきておりました、大きな不都合はなかったのではないかと理解をしております。

渡邊委員

ありがとうございました。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。

大島委員

まず採択基準と、調査研究項目については、例年こういうことでやっておりますし、今回も同じでよろしいのではないかと思います。

それで、今渡邊委員からお話があった先生方からの意見聴取につきましては、我々も学校に視察などに行きましたときに、授業を見ると私たちが選んだ教科書で先生が授業をしているのを見ますと、やはり我々が選んだ教科書が使われているのだから、すごく責任重大だといつも思うし、先生はこの教科書をどう思っているのかなというのが内心すごく気になったりするのです。

先生はこの教科書をいいと思ってやっていたらいいのか、あるいは使いにくいなど思っているのかとかすごく気にはなるのですけれども、そういう意味で、やはり現場の先生のご意見というのがすごく大事だとは思っています。ただそういう意味では適切さとか、わかりやすさとかについて5点、4点とかと点数であらわしていただくと、非常に先生方の評価がわかりやすいということはあるとは思っていますけれども、でも数字にしてしまうと合計何点とはっきり出てしまうわけです。そうすると、A教科書何点、B教科書何点と出てしまいますと、最終的に選ぶのは教育委員会なので、それに反するのは選びにくいとか、我々の選択に過度に影響するかなという恐れもあったりしまして、数字にすることの難しさもあるかなと思っております。

我々の責任は重大なので、もちろん我々も一生懸命読み込んで検討するということが大事なのですけれども、いろいろな学校の現場の声とかもしっかり取り入れて考えなければいけないと思っております。

以上です。

小林委員長

私から2点お伺いしたいのですが、今大島委員からもお話がありましたように、前回からこういう形で調査をして、一定の評価があるということですが、一つは、前回と変わっ

たところがあるかどうかということです。

それからこの間、教育委員会に教科書にかかわる申出とか申入れとか、そういったものがあつたのかどうかをお尋ねしたいと思います。

指導室長

まず、前回との変更点は特にございませぬ。それから、学校から使い勝手が悪いとか改善をしてほしいとかという意見も、私は聞いた記憶がございませぬ。

小林委員長

例えば、採択が終わった後に何かそういった調査をするとかいうことは今までやっていなかったと思うんですけども、そういったことに関して必要性というのは、事務局としては、今いかがでしょうか。

指導室長

やはり使っている途中だとか、一定期間たった段階でそれが正しかったかどうかということを検証する必要はあると思いますので、何らかの方法で学校から意見を聞く手段を検討してみたいと思います。

小林委員長

ほかに、ご質問、ご発言は。

高木委員

観点で言いますと使用上の便宜になるのか、あるいは表現になるのかわからないのですが、デジタル化というのがだんだん進んできていて、若干まだ教科書会社によって取組に差異があると思うのです。

ただ、本区としてデジタル化を推し進めるのだとか、積極的に各学校でやりなさいということではなく、むしろICTの活用ということで部分的に進んでいるような形だと思うのですが、確認なのですけれども、現状ではデジタル化対応等というのは教科書選定の観点としては、特には考えていないということによろしいのでしょうか。

指導室長

まず、デジタル教科書を区の教育委員会で一括して買って学校にとかということは、今はしていません。学校の予算の中で、一部教科について活用している学校も何校かあるということは認識しております。

教科書選定に当たって、デジタル化の教科書の内容だとか、あるなしというところは観点には入れておりませぬので、純然たる紙の教科書ということで選定をしていきたいと考

えております。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。

ないようですので、本件については本日の協議内容を踏まえて、次回改めて議決案件として審議したいと思います。

以上で協議事項を終了いたします。

<報告事項>

<委員長、委員、教育長報告>

小林委員長

次に、報告事項に移ります。

まず委員長、委員、教育長報告です。

4月11日の第10回定例会以降の委員の活動について、各委員から報告がありましたらお願いします。

まず私からですが、16日水曜日に定例校長会がございまして、冒頭、年度当初ということもありまして、教育委員からのご挨拶をさせていただきました。

私小林と、大島委員と田辺教育長が出席をしております。

それでは各委員から補足、その他発言等ございましたらお願いいたします。

渡邊委員。

渡邊委員

私は今回は特にございません。

小林委員長

大島委員。

大島委員

私も今委員長のお話に出ました、4月16日の定例校長会、今年度第1回の冒頭でご挨拶をさせていただきました。

私が申し上げたのは、今回新しく中野にいらした校長先生もいらっしゃるので歓迎の意と、中野区では一生懸命教育のことをやっておりますので、どうぞ皆さんもご尽力をお願いいたしますということと、あと、ちょっと余談なのですが、テレビであるドキュメンタリー映画の話をやっております、外国では通学路がすごく危険だったり、密林の中を通ったり、川を渡ったりとか、そういう思いをして時間をかけて学校に通っている子ども

がいるというようなことから、子どもにとっては学ぶということは基本的な欲求であるのではないか。そういう思いをしても学校に行きたいというのは、知識欲とか知的な好奇心とか、そういうことから子どもが学びたいという基本的な欲求があるのではないかということが一つと、それから同年代の子どもとまじわりたい。仲間とか、友達が欲しい。そういうことと、二つ子どもたちにはあるのではないかということで、その二つを、我々日本の学校も大事にして育ててほしいと。

それと通学については、日本では密林の中を通うような危ないことはないけれども、しかし、ついこの間も通学の途中で車にはねられて亡くなったお子さんもいるし、交通安全ということは大きな問題なので、そういうことについても、学校としても尽力していただきたい。

いろいろ学校も課題があって、校長先生も、それから学校の先生方も本当に大変だと思うのですが、子どもたちのために頑張ってもらいたいと、日ごろ考えていることをいろいろ長々と話してしまいました。

そういうことで、私もお挨拶させていただいて、大変うれしかったと思っております。

以上です。

小林委員長

高木委員、よろしいでしょうか。

高木委員

今週は特にございません。

小林委員長

教育長。

教育長

特にございません。

小林委員長

それでは、ほかにご発言がないようでしたら事務局の報告に移りたいと思います。

<事務局報告>

小林委員長

事務局報告事項の第1番目、「沼袋小学校跡施設の貸付けについて」の報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育施設担当）

私のほうから、沼袋小学校跡施設の貸付けについて報告をさせていただきます。

まず、「貸付先」でございますけれども、学校法人明治大学附属中野中学校・高等学校でございます。

「貸付理由」でございますけれども、同校の校舎の全面改築に伴いまして、校庭及び体育館の代替が必要になったということでございます。そのために、沼袋小学校跡施設の校庭及び体育館について借用の協力要請がございました。

3番目の、「貸付物件」でございますけれども、沼袋小学校の跡施設の校庭及び体育館でございます。

「貸付期間」でございますけれども、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの予定になってございます。

「使用料」でございますけれども、中野区行政財産使用料条例に基づきまして算定した使用料を徴収するということでございます。

私からの報告は以上でございます。

小林委員長

それでは、ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

大島委員

質問なのですけれども、この貸付け自体は有効利用で大変よろしいのではないかと思います。念のため確認なのですけれども、この沼袋小学校跡については、例えばすぐに何かほかのものに使うということが決まっていたのだけれども、この明大附属中野からの申出で、急遽それをとりやめてこちらに変更したとか、何かそういう事情があるのかどうかということだけ確認したいのです。

副参事（子ども教育施設担当）

沼袋小学校跡施設でございますけれども、新しい中野をつくる10か年計画の第2次で、北部すこやか福祉センターの予定になってございますけれども、今すぐ何かを整備していくということがない関係で、要は使用していない状況だったものですから、その中で明治大学附属中野中学校・高等学校のほうから依頼がございましたので貸し出すということになってございます。

渡邊委員

沼袋小学校の跡地と明大中野の学校の距離は、徒歩で簡単に移動できるような距離です

か。

副参事（子ども教育施設担当）

徒歩で移動できる距離ではないと考えています。

明大中野では、スクールバスで移動をするということで考えているところでございます。

渡邊委員

当たり前だとは思うのですがけれども、例えば管理とかそういったことと、あと校舎も残っていらっしやいますよね。校舎のほうについては一切使用しないというような形で、校舎を含めて敷地内の全部の管理は、明大中野のほうでやっていただくと考えてよろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

管理でございますけれども、校舎は基本的には使っていませんので、子ども教育施設のほうで管理します。

それと、あと校舎の一部ですけれども、沼袋保育園の分園が今ございますので、その保育園のほうでの管理ということになります。

今回、明大中野は校庭と体育館の使用ということになりますので、その使用の際には管理していただくということでございます。

渡邊委員

ありがとうございました。

小林委員長

ほかにご質問とご発言、よろしいですか。

それでは、続きまして事務局報告事項の2番目「登録有形文化財（建造物）の登録について」の報告をお願いいたします。

健康福祉部副参事（健康・スポーツ担当）

中野区の建造物が、国の有形文化財として登録が決定いたしましたのでご報告いたします。お手元の資料をごらんください。

今回登録が決定いたしましたのが、細井家住宅、萬昌院功運寺、三岸家住宅アトリエでございます。中野区の区内の登録有形文化財といたしましては、旧野方排水塔、中村家住宅洋館に次ぐものでございます。

概要でございます。細井家住宅主屋につきましては、所在地が中野区上高田三丁目。こちらは改修はしておりますが、安政4年の建物で、敷地には納屋、井戸も残されております。

して、江戸期の東京近郊の農家として貴重であるということで評価を受けております。裏面に写真がございますので、そちらをごらんになりながらお願いいたします。

二つ目といたしましては、萬昌院功運寺でございます。こちらは、庫裏と鐘楼、山門と3点でございます。

所在地は、中野区上高田四丁目。庫裏は、旧萬昌院の仮本堂兼庫裏として建てられたものでございます。大正8年の建築でございますが、丁寧な造作の近代和風建築が高い評価を得ております。

鐘楼は大正3年に移築されたものでございますが、寛永2年の建築ということで、移築の際にも細かな装飾の部分まで原形をとどめております。

山門につきましては、年代は大正時代でございますが、山門には珍しいケヤキの用材を多用し、江戸城と同格の門の様式であることが高い評価を受けました。

3点目は三岸家住宅アトリエでございます。所在地は中野区上鷲宮二丁目でございます。こちらは、画家の三岸好太郎・節子夫妻のアトリエで、都内でも希少な、戦前の木造モダニズム建築となっております。

次に、「申請の経緯」でございます。所有者の要請によりまして、中野区が東京都・文化庁と調整をいたしまして、現地調査を経た上で中野区教育委員会の意見を沿えて文化庁に申請したものでございます。

その他といたしまして、文化財としての案内、公開等につきましては、今後所有者と協議した上で、意向に十分配慮しながら進めていく所存でございます。

なお、区ホームページ及び生涯学習スポーツ情報誌「ないせす」に紹介記事を掲載する予定です。

ご報告は以上でございます。

小林委員長

それでは、ただいまの報告につきまして質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

大島委員

大変素晴らしいことだと思っております。

例えばこういう建物が、将来的に補修の必要が生じてこないとも限らないとは思っています。例えば雨漏りがするとか。そういうようなときの修理などというのは、やはり制限があるかと思うのですけれども、どんなふうになっているのでしょうか。

健康福祉部副参事（健康・スポーツ担当）

国の登録文化財につきましては、外観のみ現状変更が不可となっております。建物内につきましては可能となっておりますが、外観につきましては現状変更不可ということでございます。

あと、保存に必要な修理等をする場合がございますが、保存に必要な修理の工事費等は所有者の負担となっております。ただ設計の管理費については2分の1を文化庁が補助するという、そういった仕組みになってございます。

小林委員長

ほかによろしいでしょうか。

高木委員

ちょっと教えていただきたいんですが、萬昌院さんのところの説明で、近代和風建築という説明があるのですが、近代和風建築というのがどういうものなのかわからないので。

お寺さんという、基本的に当然和風なのかなという認識だと思っていたので、それを教えていただきたいのと、高麗門というのがどういう種類の門なのかもあわせてご説明いただければと思います。

健康福祉部副参事（健康・スポーツ担当）

まず、庫裏でございますが、もともと萬昌院の仮本堂兼庫裏ということで、台所として使用されていたというようなことになってございますが、その時代の和風建築とは違いまして、洋風の部分が建物の中にございまして、畳敷きだけではなく、板の間の部分ですとか、そういった部分があります。

また、建物の床下の部分も非常に高くなっておりまして、今は猫とかが入るということで網が張ってございますが、その部分も非常に高くなっているということで、近代的というふうになってございます。

また山門につきましては、江戸城と同格の門の様式ということで、非常に山門には珍しいということで、こちらも大変高い評価を受けているものでございます。

以上でございます。

小林委員長

ほかにかがでしょうか。

渡邊委員

先ほどの大島委員の質問と同じですけれども、外観を変えてはいけないということで、この方がこの土地を売却するとかいった場合、この文化財自体の取扱いはどういう形にな

るのでしょうか。

健康福祉部副参事（健康・スポーツ担当）

国の登録文化財といいますのは、国と区指定文化財とは違いまして、所有者ご本人の意思によるといったところが、国が一方的に指定をするというものとは違うということになってございますので、指定登録の解除というのは可能になっております。

そちらは文化財保護法の第 57 条から第 69 条に定めておりまして、その場合にはご本人が指定登録を解除したいという申し出に基づきまして解除は可能となっております。

渡邊委員

ありがとうございました。

小林委員長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、「登録有形文化財（建造物）の登録について」の報告については以上とさせていただきます。

健康・スポーツ担当石濱副参事、本日はご出席ありがとうございました。どうぞ、ご退室ください。

（健康福祉部副参事 退席）

小林委員長

そのほか報告事項はございますでしょうか。

副参事（学校教育担当）

それでは、私のほうから口頭報告で 1 件ございます。

区立小学校における学年閉鎖について口頭でご報告いたします。

北原小学校におきまして、感染性と思われる嘔吐の症状によりまして、複数の児童が欠席したことによりまして、3 学年が学年閉鎖となりました。

閉鎖の期間でございますけれども、昨日の 4 校時目から本日までとなっております。

昨日保健所が調査をしたところ、感染性のものであると考えられまして、学校内で広まったものと考えer ということでございました。

そのため、感染場所が疑われます学校内の全ての水飲み場やトイレに、昨日中に消毒の処置をとりました。

報告は以上でございます。

小林委員長

それでは、ただいまの報告につきまして質問等ご発言がありましたら、お願いいたします。

渡邊委員

水とか学校施設内の問題であると、3学年だけを休校にするという対応は実際は不自然なのですけれども。学校施設、学校の水の中に問題があったとかということ。あってはいけないということで確認すると思うのですけれども、それ以外の原因のところ、何か調査をされているようなところはあるのでしょうか。

例えば、3学年だけの教室に広がったとか、スタートが感染症ですからどこから広がったかということになると、学校の水が悪いとなると全校生徒になってしまいますし、そうすると3年生だけということであれば、3年生の何かの集まりだとか、そういった集団で同時期に起こり得る可能性みたいなものを何かつかんでいらっしゃるのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

先ほど説明不足だったかもしれませんが、保健所の見解としましては、子どもさんが水飲み場とかで嘔吐してしまって、そのまま放置されて、それがほかの他の複数の児童に感染したものではないかということでございます。

小林委員長

ほかによろしいでしょうか。

高木委員

3学年だけということは、逆にいうと残りの学年に関しては全くそういった状況が出ていない、イコール全員が食べる給食、先生も含めて食べますから、校長先生か副校長先生が検食をすると思うので、そこを含めて給食等は、今の段階では多分原因ではないという理解でよろしいのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

保健所としましては、食中毒の可能性はほとんどないということでございます。

それと1点訂正でございますが、3学年と申しましたが、第3学年。三つの学年ではなく、第3学年でございます。2クラスの学年閉鎖ということでございます。

失礼いたしました。

小林委員長

該当の1学年ということによろしいですね。

副参事（学校教育担当）

該当の1学年でございます。

小林委員長

ほかによろしいでしょうか。

(発言する者なし)

小林委員長

それでは、この件については以上としたいと思います。

ほかにも報告事項はございますでしょうか。

副参事(子ども教育経営担当)

ございません。

<議決案件>

小林委員長

続きまして、議決案件の1番目「中野区立小学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の決定」を行います。

ここでお諮りをいたします。本件は人事案件になりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書」の規定に基づき、会議を非公開としたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

ご異議ありませんので、非公開とすることに決定いたしました。恐れ入りますが、傍聴の方はここで会場の外へご退室をお願いいたします。

なお、回収資料がございますので、事務局へ資料の返却をお願いいたします。

(傍聴者退席)

(以下、非公開)

(平成26年第24回定例会における会議録の公開決定に基づき、個人情報に該当する部分を除き、以下非公開部分を公開)

小林委員長

それでは「中野区立小学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の選定手続について」、事務局から説明をお願いいたします。

指導室長

それでは「中野区立小学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の選定手続について」、

資料に従ってご説明をいたします。

まず、今回の候補者の選定につきましては、平成 27 年度から区立小学校で使用する教科用図書の採択を行うに当たりまして、中野区立学校教科用図書の採択に関する規則に基づき設置をいたします、中野区立小学校教科用図書選定調査委員会の委員の候補者及びその補充要員の選定をお願いするものでございます。

この選定調査委員会は、資料 1 のところに記載してありますように学識経験者から 3 名以内、区立小学校の校長及び副校長から 3 名以内、区立小学校の教諭から 3 名以内、区立小学校に在籍する児童の保護者から 3 名以内、そして公募による区民から 3 名以内の委員によって構成されます。

今回、このうち区立小学校に在籍する児童の保護者及び公募による区民について委員候補者及びその補充要員の選定を行います。具体的に申しますと、保護者及び公募区民それぞれ 3 人の候補者と、補欠のための補充要員を 4 人ずつ選定していただきまして、その順位づけをするものでございます。

また当該委員の任期ですが、資料の 2 番目のところに記載されていますように、委嘱の日から平成 26 年 8 月 31 日までとなります。

候補者の選定の手続ですが、選定調査委員会の委員は資料の 3 番目に記載されており、資格制限というものがございます。したがって、本日選定された候補者については当該資格要件の確認を行った後に、後日教育委員会において正式に委員として決定をいただくこととなります。

その後選定調査委員会を開催しまして、7 月下旬から 8 月上旬までの教育委員会において、選定調査委員会での調査研究の結果を報告していただくことを予定してございます。

この間教育委員会におきましては、平成 27 年度に使用いたします教科用図書の採択についてご協議をいただきまして、8 月上旬に採択をいただくというスケジュールで進めていきたいと考えてございます。

次に、委員候補者の被推薦者及び保護者についてご説明をいたします。別紙 1 をご覧ください。「中野区立小学校教科用図書選定委員会委員（保護者）」の被推薦者の一覧でございます。こちらは 3 月 18 日付で区立小学校の校長先生宛てに、児童の保護者の方の推薦依頼を行いました。その結果、一覧に記載の 25 人の保護者の方につきまして推薦をいただいたものでございます。

続きまして別紙 2 をご覧ください。こちらは、「中野区立小学校教科用図書選定調査委

員（区民）」の応募者の一覧でございます。こちらは2月21日から3月20日までの間、区報及びホームページより公募を行い、一覧に記載の10人の区民の方からご応募をいただいたものでございます。

本日はこの一覧に記載されている方々のうちから保護者、そして公募区民それぞれにつきまして、委員の候補者及び補充要員を決定していただくものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

小林委員長

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

大島委員

資格制限のところで、ちょっと言葉の意味がわからなかったのですが、(1)に「発行の事業を行う者」というのがありまして、(4)のところに「供給の事業を行う者」とあるのですが、これはどういうふうに違うのですか。

指導室長

まず「発行」は、教科書を発行するところなのですが、「供給」というのは言葉のとおり、教科書会社と関係がある会社という形になりますので、供給をする事業を行う、例えば販売をするような会社なども含まれるということで、透明性を限りなく高めていくというようなことをご理解をいただければと思います。

小林委員長

ほかによろしいですか。

それでは、ただいまから中野区立教科用図書選定調査委員会委員候補者を選出したいと思しますので、具体的な選出方法について事務局から説明をお願いいたします。

指導室長

委員候補者、それから補充要員の具体的な選出方法でございますが、くじを使った抽せんによる方法でお願いしたいと思っております。

方法ですが、一覧表の氏名の左の欄に、その方の固有の番号を付しております。この番号が書かれたくじの人数分が箱の中に入れておきまして、第1順位者から順に抽せんを行っていただいて、当選者を選出するという形になります。

この方法によりまして、児童の保護者、そして公募区民それぞれにつきまして委員候補者3人と補充要員4人の方を選出いただいて、事務局から結果報告を行った後、委員候補者及び補充要員として教育委員会の決定をお願いいたします。

抽せんですが、まず児童の保護者の委員の候補者及び補充要員の抽せんを行いまして、次に公募、区民の委員の候補者及び補充要員の抽せんの決定を行います。

抽せん作業は、本件教科書採択にかかわる事務を担当する事務局職員に行わせますが、教育委員の方と教育長は抽せん作業の際の立会人として立ち会っていただきまして、本日の抽せんが適正に実施されていることのご確認をお願いしたいと思っております。

また抽せんによる候補者の決定後ですが、中野区立小学校教科用図書調査委員会委員候補者選定録を作成いたしまして、後ほど立会人の方に署名・押印をお願いしたいと思っております。

説明は以上でございます。

小林委員長

ただいまの説明につきまして、よろしいでしょうか。

それでは、ここでお諮りをいたします。中野区立小学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の選定については、ただいま事務局から説明がありました方法により実施することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

では、ご異議ございませんので、ただいま事務局から説明がありました方法により、候補者を選定することに決定をいたしました。

それでは、これから抽せんの準備を行いたいと思っておりますので、定例会を休憩します。

(休 憩)

小林委員長

では、定例会を再開します。

ただいまから、区立小学校に在籍する児童の保護者に係る委員候補者及び補充要員の抽せんを行います。

教育委員の方及び教育長は、抽せんの立会いをお願いします。

それでは、事務局は抽せんを始めてください。

事務局

お待たせしました。

それでは、抽せんを始めさせていただきたいと思っております。

先ほど申し上げたとおり、抽せん箱を使って抽せんいたします。

まず保護者の委員からの抽せんでございます。保護者委員 25 名分の棒がこちらにございまして、1 番から 25 番までそれぞれ棒がございます。こちらをまず箱に入れて、抽せんさせていただきます。

それでは、まず最初に委員第 1 候補者の抽せんをいたします。

10 番の方が委員第 1 候補者の方になります。

では、続いて委員第 2 候補者を抽せんさせていただきます。

委員第 2 候補者は 18 番の方になります。

では、続いて委員第 3 候補者を抽せんさせていただきます。

委員第 3 候補者は 5 番でございます。

では、続いて委員第 4 候補者補充要員第 1 位の方の抽せんをさせていただきます。

事務局

7 番の方です。

事務局

では、続いて委員第 5 候補者補充要員第 2 位の方の抽せんをさせていただきます。

事務局

8 番の方です。

事務局

では、続いて委員第 6 候補者補充要員第 3 位の方の抽せんをさせていただきます。

事務局

24 番の方です。

指導室長

では、続いて委員第 7 候補者補充要員第 4 位の方の抽せんをさせていただきます。

事務局

25 番の方です。

事務局

以上で、選定調査委員会保護者委員の抽せんを終わります。

小林委員長

それでは、事務局からただいまの抽せん結果についての報告をお願いいたします。

指導室長

それでは、まず候補者のほうからお名前を発表したいと思います。

まず第1順位者ですが、10番〇〇〇〇さんです。

第2番目ですが、18番〇〇〇〇さん。

第3位が、5番〇〇〇〇さんでございます。

続いて、補充要員でございます。

7番の〇〇〇〇さん、それから8番の〇〇〇〇さん。24番の〇〇〇〇さん。最後ですが、25番の〇〇〇〇さんになりました。

小林委員長

ここでお諮りをいたします。

区立小学校に在籍する児童の保護者に係る委員候補者及び補充要員につきましては、ただいまの抽せん結果の報告のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

ご異議ございませんので、区立小学校に在籍する児童の保護者に係る委員候補者及び補充要員につきましては、ただいまの抽せん結果の報告のとおり決定をいたしました。

続きまして、公募による区民に係る委員候補者及び補充要員の抽せんを行います。

教育委員の方及び教育長は、抽せんの立会いをお願いいたします。

それでは、事務局は抽せんを始めてください。

事務局

それでは、選定調査委員会区民委員の方の抽せんを始めさせていただきます。

では、まず第1位の方の抽せんをいたします。

事務局

7番の方です。

事務局

では、続いて委員の候補者の第2位の方を抽せんいたします。

事務局

10番の方です。

事務局

では、続いて委員候補者第3位の方の抽せんをいたします。

事務局

9番の方です。

事務局

では、続いて委員候補者第4位、補充要員第1位の方を抽せんさせていただきます。

事務局

8番の方になります。

事務局

では、続いて委員候補者第5位、補充要員第2位の方の抽せんをいたします。

事務局

2番の方になっています。

事務局

では、続いて委員候補者第6位、補充要員第3位の方を抽せんいたします。

事務局

4番の方です。

事務局

では、最後に委員候補者第7位、補充要員第4位の方を抽せんいたします。

事務局

3番の方になります。

小林委員長

それでは、事務局からただいまの抽せん結果について報告をお願いいたします。

指導室長

それでは、中野区立小学校教科用図書調査選定委員会委員（区民）でございますが、委員の候補者第1番目ですが、番号でいうと7番の〇〇〇〇さんです。

続いて第2位ですが、10番の〇〇〇〇さんです。

そして委員候補者第3番目ですが、9番目の〇〇〇〇さんでございます。

続いて補充要員第1位ですが、8番の〇〇〇〇さん。第2位が2番の〇〇〇〇さん。第3位が4番の〇〇〇〇さん。そして第4番目ですが、番号でいうと3番の〇〇〇〇さんでございます。

以上でございます。

小林委員長

ここでお諮りいたします。

公募による区民に係る委員候補者及び補充要員につきましては、ただいまの抽せん結果

の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

ご異議ございませんので、公募による区民に係る委員候補者及び補充要員につきましては、ただいまの抽せん結果の報告のとおり決定をいたしました。

これで、中野区立小学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の決定を終了いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第11回定例会を閉じます。

午前11時08分閉会